

(2) 実施計画の期間

この実施計画の期間は、平成29年度から平成32年度までを1期、平成34年度から平成36年度までを2期とします。

(3) 各保育所の実施計画

保育所名	実施予年度 及び方針	方針の内容
相楽保育園	平成36年度 を目指すに 機能変更	子育て世代包括支援センターに機能変更。
清水保育園	平成36年度 から機能拡大	子育て支援センター機能付加。
木津保育園	平成32年度 から民営化	量の見込み、施設規模、保育サービスの充実等の観点から民営化を行う。
相楽台保育園	平成31年度 統廃合	近接する保育所の保育サービスの状況や距離的要件等を考慮し、兜台保育園に統廃合する。
木津川台保育園	平成32年度 から民営化	量の見込み、施設規模、保育サービスの充実等の観点から民営化を行う。
兜台保育園	平成31年度 から民営化	民間法人の委託実績等を考慮し平成31年度から民間法人に移管し民営化。
梅美台保育園	平成29年度 から民営化	民間法人の平成28年度までの委託実績等を考慮し平成29年度から民間法人に移管し民営化。
いづみ保育園	公設公営	地域拠点園として位置付け公設公営保育園から認定こども園へ移行する。
南加茂台保育園	平成36年度 統廃合	近接する保育所の保育サービスの状況や距離的要件等を考慮し、いづみ保育園に統廃合する。
やましろ保育園	公設公営	地域拠点園として位置付け公設公営保育園から認定こども園へ移行する。
やましろ保育園 分園	平成32年度 本園に統合	分園の現況等を考慮し本園に統合。
梅美台（木津） 保育園分園	平成32年度 から機能変更	他の子育て支援拠点施設として活用を検討する。

(4) 各保育所・年度別実施スケジュール (実施順に表記)

保育所名 /年度	1期				平成33 年度	2期		
	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度		平成34 年度	平成35 年度	平成36 年度
梅美台 保育園	民営化							
兜台 保育園	関係者 説明会 民営化 準備手続		民営化					
相楽台 保育園	関係者 説明会 統廃合 準備手続		兜台保育 園に統廃 合					
木津 保育園		関係者 説明会 民営化 準備手続	合同保育	民営化 必要に応 じ引継ぎ 保育				
梅美台 (木津) 保育園 分園		他の子育て支援拠点施設と して活用検討及び準備手続		他の子育 て支援拠 点施設と して活用				
木津川台 保育園		関係者 説明会 民営化準 備手続	合同保育	民営化 必要に応 じ引継ぎ 保育				
やましろ 保育園 分園				本園に統 合				
南加茂台 保育園						関係者説 明会 統廃合準 備手続		いづみ保 育園に統 廃合
相楽 保育園								子育て世 代包括支 援センタ ーへ機能 変更
清水 保育園	公設公営							子育て支 援センタ ー機能付 加
いづみ 保育園	公設公営			認定こど も園化				
やましろ 保育園	公設公営			認定こど も園化				

(5) 計画前と計画後の市内保育所配置イメージ

【計画前】 □内は定員数 (平成28年4月1日ベース) (2号・3号のみ)

	木津地域	加茂地域	山城地域
私立保育園	愛光保育園 90 愛光みのり保育園 180 州見台さくら保育園 150 木津さくらの森保育園 120 なごみ保育園 270		
公立保育園	清水保育園 30 相楽保育園 150 相楽台保育園 140 木津川台保育園 120 兜台保育園 150 木津保育園 120 梅美台保育園 170 梅美台(木津)保育園分園 29	南加茂台保育園 150 いづみ保育園 230	やましろ保育園 250 やましろ保育園分園 27

【計画期間終了後】 □内は定員数 (平成28年4月1日ベース) (2号・3号のみ)

	木津地域	加茂地域	山城地域
私立保育園	愛光保育園 90 愛光みのり保育園 180 州見台さくら保育園 150 木津さくらの森保育園 120 なごみ保育園 270 藍咲学園認定こども園 204 梅美台保育園 170 兜台保育園 150 木津保育園 120 木津川台保育園 120		
公立保育園	清水保育園 30 (子育て支援センター機能を有す)	いづみ保育園 230 (認定こども園)	やましろ保育園 280 (認定こども園)

【計画前後 保育園数と定員数】 ※公立は公設公営、公設民営を含む

計画前 18園 (私立6園 公立12園) 総定員数 2,376人

計画期間終了後 13園 (私立10園 公立3園) 総定員数 2,114人

(6) 計画終了後の配置図



10 民営化移行後の市の関与

(1) 移行後の保育内容の確認等

市は事業者による保育内容を逐次確認するとともに、問題が生じた場合は調整に入り、必要な改善指導を行います。

(2) 移行後における市の支援

保育の質の維持・向上のため、市は事業者に予算の範囲内で補助金等の面で支援を行います。

(3) 評価と情報の公開

事業者に対し、福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を義務付け、第三者の視点により評価を行います。なお評価の結果を公表するなど情報の開示に努めます。

11 計画の見直しについて

計画の期間中に、関係法令の改正、社会情勢の変化、他の事業計画の状況等により必要に応じて計画の見直しを図ります。